

第5章 滞納処分事務

第1節 通 則

第1 滞納処分

意 義

地方団体の徴収金の納付（納入）が遅滞した場合において、原則として督促を前提条件として徴税吏員が滞納者の財産を差し押さえ、その換価代金等を地方団体の徴収金に充てる行政処分をいい、次の処分から成るものであること。

差押え（債権の取立てを含む。）、交付要求（参加差押えを含む。）、換価、配当

第2 督 促

1 県税徴収金が納期限（指定納期限を含む。以下同じ。）までに完納されない場合に、督促状の発付によってなされる処分であって、納付（納入）の履行の催告としての意味を持つとともに、原則として督促がなければ滞納 処分を行うことができないこと。

2 租税債権の早期確保の見地から、納期限後可能な限り速やかに発付するように努めること。

3 督促状等の作成（電算で収納管理されない税目の場合。以下4において同じ。）

(1) 申告書（又は納税通知書）及び領収済通知書等により未納の徴収金を確認し、督促状、催告書及び未納整理カードを作成すること。

(2) 督促状は、税目、年度及び期別（月別又は事業年度別を含む。）の異なるごとに1葉として作成すること。

(3) 第二次納税義務者に対する督促は、納付（納入）催告書（様式通達第4号様式）により行うこと。

4 督促状の発付

(1) 督促状発付は、督促状発付決議書（基本要綱第96号様式）により収税課長の決裁を得た後、税務課において滞納者に郵送する

ものである。

(2) 徴収猶予に係る徴収金の督促は、猶予期限を納期限とみなして督促状を発付すること。

ただし、法第15条の徴収猶予の許可以前に督促状が発付されているものはこの限りでないこと。

（参照条項）

法第15条、法第55条の2、法第72条の38の2、法第72条の39の2、法第72条の57の2、法第73条の25、法第73条の27の2、法第73条の27の3、法第73条の27の4、法第73条の27の5、法第73条の27の6、法第73条の27の7、法第144条の29、附則第12条

なお、法第15条の4の規定によって徴収猶予をした法人県民税及び法人事業税に係る地方団体の徴収金については、徴収猶予期限後でなければ、督促状を発付できないことに留意すること（法第66条第2項、法第72条の66第2項）。

第3 執行機関

1 局長と徴税吏員

滞納処分はいくつかの処分によって構成されている処分であり、処分を進める手続については地方税法、国税徴収法等で規定され、各手続ごとにそれぞれ徴税吏員としての局長とその他の徴税吏員とに区分されている。

2 権限配分の基準

(1) 徴税吏員としての局長の権限

判断的な行為を中心とする手続及び滞納者の権利に関する重要な処分

(2) 徴税吏員の権限

事実行為を中心とする手続

第4 違法性の承継

1 滞納処分を組成する処分間の関係

(1) 差押え、公売公告、公売等の処分の違法性は後行処分である公売公告、公売、配当に承継されること。

(2) 違法な督促処分は、後行処分である差押

えに承継されること。

2 賦課処分と滞納処分との関係

- (1) 滞納処分は賦課処分を前提とする処分であるが、賦課処分と滞納処分はそれぞれ行政目的を異にする処分であるから、賦課処分の違法性は原則として滞納処分に承継されないこと。

したがって、取り消しうべき賦課処分が取り消された場合、その取消し前に完了した滞納処分の効力には影響がないこと。

- (2) 賦課処分のかしきが明白かつ重大であり、賦課処分が無効である場合の滞納処分は、その前提を欠く処分となり無効となること。

第5 滞納情報の管理

1 滞納情報の取扱い

滞納処分や滞納者との折衝状況、徴収上の措置及び各種調査結果等、滞納整理について必要と認められる事項は税務総合オンラインシステムに入力し、管理すること。また、必要に応じ税務総合オンラインシステムにより印刷した滞納処分票、経過記録一覧表、未納調定一覧表等（以下、この章において「滞納処分票等」という。）は、個人情報が含まれるので、保管にあたっては定められた箇所に格納し、亡失等の生じないように留意したうえで、不要となった時点でシュレッダー等により確実に処分すること。

2 管理

- (1) 各担当者は、完納、滞納者の住（居）所の変更、滞納処分の停止、徴収の引き継ぎ又は徴収嘱託などを行ったときは、税務総合オンラインシステムの滞納情報絞込機能等を利用し、常に滞納件数を明らかにしておくこと。
- (2) 収税課長は、催告書（自動車税は差押予告書）が発付された時、又は各月末において各担当者の滞納件数及び滞納金額を把握し、必要に応じ所要の指示を与えるなど適切な進行管理を行うこと。

3 徴収の嘱託等における手続き

- (1) 収税課長は法第 20 条の4の規定により徴収の嘱託に係る滞納整理関係書類を引き

受けた場合は、賦課年度別、期別、税目別に整理分類し、本税のみ又は本税と税外があるものと税外収入のみのものとに区分し、それぞれの分類別に滞納処分票授受（受払）簿（基本要綱第 85 号様式）に所要事項を記載の上、滞納整理関係書類を添付し、各担当者に配付すること。

- (2) 滞納整理関係書類の回付をうけた収税担当者は、滞納処分票授受（受払）簿と滞納整理関係書類とを確認し、滞納処分票授受（受払）簿に署名すること。

4 旧滞納処分票の取扱い

税務課から平成 24 年度以前に配付された滞納処分票（以下「旧滞納処分票」という。）は、個人情報が含まれる重要書類であるので、保管にあたっては定められた箇所に格納し、完納等により不要となった時点で処分すること。

第6 書類の送達

滞納処分関係書類の送達は、おおむね次によること。

1 郵送による送達

書 類 名	書留配達証明 郵便によるもの	簡易書留郵便 によるもの	普通郵便 によるもの
(財産の差押に関する書類) 仮登記(仮登録)財産差押通知書		○	
差押調書謄本		○	
差押換の請求に対する拒否通知書			○
保険等に付されている財産の差押通知書		○	
担保権設定財産の差押通知書 (仮差押又は仮処分がされている財産の場合を除く)		○	
担保権設定財産の差押通知書 (仮差押又は仮処分がされている財産の場合に限る)			○
第三者が占有する財産の引渡命令書		○	
第三者が占有する財産の引渡命令をした旨の通知書			○
債権差押通知書	○		
担保権付債権差押通知書		○	
差押書(不動産等)	○		
差押登記(登録)嘱託書(不動産、自動車、債権、無体財産権等)			○
差押のための各種代位登記(登録)嘱託書			○
差押財産の使用許可申立に対する諾否の通知書			○
第三債務者等がある無体財産権の差押通知書 (電話加入権の場合を除く)	○		
第三債務者等がある無体財産権の差押通知書 (電話加入権の場合に限る)			○
組員等の持分の払戻等請求書		○	
組員等の持分の払戻等請求の予告通知書		○	
差押通知書及び交付要求書			○
交付要求書(交付要求に関する書類)			○
交付要求通知書			○
交付要求解除請求に対する拒否通知書			○

書 類 名	書 留 配 達 証 明 郵 便 によるもの	簡 易 書 留 郵 便によるもの	普 通 郵 便 によるもの
参加差押書			○
参加差押通知書			○
参加差押登記（登録）嘱託書			○
参加差押解除請求に対する拒否通知書			○
（差押財産の換価に関する書類） 公売通知書	○		
公売通知兼債権申立催告書		○	
不動産等の最高価申込者決定通知書			○
不動産等の最高価申込者決定取消通知書			○
売却決定通知書		○	
売却決定取消通知書		○	
売却財産の引渡通知書		○	
（配当に関する書類） 配当計算書（継続債権のもので最終のものを除く。）			○
配当計算書（上記以外のもの）		○	
残余金計算書			○

2 交付送達

- (1) 送達書（様式通達第 27 号様式）に、送達する書類の名称、送達を受けるべき者の住（居）所氏名、送達年月日、その他所定の事項を記載し、受取人に署名を求めること。
- (2) 受取人が署名を拒んだときはその理由を、また正当な理由がなく書類の受領を拒んだため、差置送達の方法により送達したときはその旨を記載すること。
不在の場合の差置送達についてもその旨記載すること。

3 公示送達

第 1 章第 1 節第 4 参照のこと。

は、速やかに引き継ぐこと。

また、引受地域振興局長にあっては、早期債権確保を図るよう適正処理に努めること。

なお、徴収の引継事務処理は、次によること。

1 引継事務

(1) 引き継ぎ

滞納者の住所等と財産の所在地を所管する地域振興局が異なるときは、原則として住所等を所管する地域振興局に引き継ぐこと。

(2) 調定額

課税地の変更を除き、調定額は引き継ぎしないこと。

第 7 徴収の引継ぎ

条例第 16 条に基づく徴収の引き継ぎについては、課税地を所管する地域振興局の区域内に滞納者の住所、居所、事務所、事業所（以下「住所等」という。）又は財産のいずれかがある場合は、当該地域振興局での徴収に努め、極力徴収の引き継ぎをしないこと。ただし、法人県民税及び法人事業税にあっては、法人の主たる事務所若しくは事業所の所在地が変更された場合

(3) 引き継ぎの時期

督促状発付の日から 10 日を経過した日以降とすること。

(4) 引継書

徴収の引継書（基本要綱第 110 号様式）及び滞納処分総括整理票（基本要綱第 109 号様式）を作成すること。

なお、引受地域振興局長が徴収に必要と思われる事項について、税務総合オンラインシステムに入力すること。

また、必要に応じ旧滞納処分票、住民票（謄、抄本）、登記事項証明書等の資料を徴収の引継書に添付するよう配慮すること。

(5) 徴収の引継変更（取消）通知

賦課の更訂（取消し）、徴収金の完納又は一部納付（納入）により引継額に変更が生じた場合は、徴収の引継額変更（取消し）通知書（基本要綱第 112 号様式）を作成し、引受地域振興局長に送付すること。

ただし、徴収金が法人県民税若しくは法人事業税である場合又は引受地域振興局長が徴収金を領収した場合は、この通知は不要であること。

2 引受事務

(1) 徴収取扱地域振興局の変更通知（催告）書の発付

徴収の引継書を受理した場合は、直ちに徴収取扱地域振興局の変更通知（催告）書（第 7 において「催告書」という。）を発付すること。

(2) 回答書

ア 催告書が滞納者に到達していると推定された場合は、徴収の引継回答書（基本要綱第 111 号様式）を送付すること。

ただし、鉾区税については、管内に鉾業権以外に差押えすべき鉾業権者の財産がなく、徴収が困難な場合は、新潟地域振興局長が鉾業権を差し押え、公売に付す等所要の措置を講ずることとし、引受地域振興局長は次のイに準じ処理すること。

イ 催告書が返された場合は、市町村役場

又は町内会等で調査を行い、当該滞納者が管内に居住しておらず、かつ、滞納者名義の財産がない場合は、徴収の引継回答書に調査関係書類を添えて、引継地域振興局長に送付すること。

この場合、滞納者が他の地域振興局管内に居住していることが明らかとなきには、徴収の引継回答書にその旨記載すること。

また、市町村等での調査により、管内に居住していることが確認されたときは、改めて催告書を発付し、前記アにより処理すること。

(3) 引受後の処理

ア 引継地域振興局長は、徴収の引継回答書により引き受ける旨の回答があった場合は、税務総合オンラインシステムにより、徴収の引継処理を行うこと。

イ 徴収の引継変更（取消）通知書の送付を受けたときは、徴収の引継書に変更事項を記入すること。

ウ 滞納者が他の地域振興局の所管区域又は県外に転出した場合は、前記(2)イに準じ処理すること。

なお、引継地域振興局長は、これにより該当地域振興局長に、前記 1 (4) による徴収の引き継ぎ又は徴収の嘱託をすること。

エ 差押えをする場合は、引継地域振興局長に納付（納入）状況を照会する等遺漏のないよう注意すること。

なお、換価代金の事務処理は引受地域振興局長において行うものとし、引継地域振興局長への送金は、配当計算書（別記第 97 号様式）の「債権者の住(居)所及び氏名又は名称」欄には引継地域振興局長名を記載するものとし、備考欄に「新潟県県税条例第 16 条の規定による徴収の引き継ぎに係る徴収金」と附記し、処理すること。

オ 滞納処分執行後なお未納がある場合又は徴収不能の場合で、他の地域振興局の所管区域に滞納者の住所等又は財産があ

るときは、前記(2)イに準じ処理すること。

なお、引継地域振興局長は、これにより当該地域振興局に引き継ぎをすること。

カ 滞納者が滞納処分の停止に該当すると認められる場合には、執行停止の意見書に關係書類を添付して、前記(2)イに準じて処理すること。

引継地域振興局長は、この意見書をもととし、更に必要な調査を実施し、滞納処分停止の処理をすること。また、停止後は、第4章第4節第3・4に準じて処理すること。

3 關係書類の整理保管

- (1) 引継分と引受分の書類は別冊とし、徴収の引継決議書と徴収の引継回答書及び徴収の引継回答決議書と徴収の引継書とを組み合わせ編てつし、巻頭に徴収の引継・引受整理簿(基本要綱第86号様式)を付して整理すること。

なお、事務の実情により、この方法により難しい場合は、適宜、適当と思われる方法により整理して差し支えないこと。

- (2) 徴収の引継額変更(取消)通知書(決議書)は、該当引受(引継)分の書類に編てつ整理すること。

第8 会社更生法等の適用による知事への引継ぎ

1 徴収権限

会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を受けた法人の更生債権及び企業担保法(昭和33年法律第106号)に基づく企業担保権の実行手続が開始された法人に係る県税徴収金の徴収については、規則第5条の規定により知事権限であるので、当該法人に係る未納の県税徴収金がある場合は、知事が徴収を行うものであること。

2 徴収金の引継ぎ

地域振興局長は、当該法人に係る未納の県税徴収金がある場合は速やかに(更生手続の開始決定があった場合は基本要綱第44条第

2号の規定による通知を受けた後直ちに)徴収の引継書(基本要綱第110号様式)に準じ報告書類を作成し、未納の県税徴収金について引継ぎを行うこと。

この場合、摘要欄には、法定納期限及び指定納期限を記載することとし、旧滞納処分票が作成されている場合は、これを添付すること。

なお、県税徴収金(総)計算書の作成に際し、調定額は、第7、1(2)と同様知事には引き継がないものであること。

第2節 担保の徴収と処分

第1 担保の徴収

- 1 法第16条に規定する担保は、主として、徴収の猶予、換価の猶予の期間中における徴収金を確保するためのものであるから、換価が容易でありかつ価格変動の少ないものを徴すること。

- 2 滞納者が、担保の提供ができる財産を有していない場合を除き、人的保証による担保は避けること。

なお、保証人による担保の場合は、極力その保証人の財産を担保として提供させるよう指導すること。

- 3 先順位の担保権がある財産であっても、その財産によって徴収金が十分徴収できると認められるときは、担保権が設定されている財産であっても担保として提供を受けて差し支えないこと。

4 担保提供財産の価額決定

- (1) 普通の国債、地方債
額面金額とすること。

ただし、割引の方法によって発行された国債で担保提供の日から5年以内に償却期限の到来しないものについては、発行価額と額面金額との差を発行の日から償還の日までの間の年数をもって除して得た金額に、発行の日から担保として提供するまでの間の年数に4を加えた数を乗じて算出し

た額と発行価額を加算した価額とすること。
これを式で示すと次のとおりである。

額面額A 発行価額B 発行の日から償還の日までの間の年数N
発行の日から担保提供の日までの年数n
担保価額V

$$V = B + \frac{(A - B) \times (n + 4)}{N}$$

- (2) 社債、債権及び貸付信託の受益証券
額面金額又は登録金額(発行金額と額面金額と異なるときは発行金額)の8割相当額とすること。
- (3) その他の有価証券
上場有価証券及び投資信託の受益証券は、時価の8割以内において、猶予期間中の価額変動を参考として決定すること。
金融機関の引き受け又は保証のある手形は、その券面金額とすること。
- (4) 法第16条第1項第3号から第5号までの財産については、時価の7割程度とすること。

第2 担保提供手続

担保を提供させる場合は、担保提供書(規則第26号様式)に担保の種類に応じそれぞれ次に掲げる書類を添付して提出させること。

- 1 普通の国債、地方債、社債、その他の有価証券
担保提供者において、供託書2通を作成し、供託所(法務局、支局及び供託事務を取扱う出張所をいう。以下同じ。)に提出して受理する旨の記載を受け、その供託者に供託有価証券寄託書(政府所有有価証券取扱規程第1号書式)及び有価証券を添えて、日本銀行の支店(代理店を含む。)に提出して受入れの証明を受けた供託書正本を提出させること。
- 2 登録国債

登録国債については、国債規則(大正11年大蔵省令第31号)第39条の規定により甲種国債登録簿に担保権設定の登録をし、国債規則第41条の規定により交付を受けた登録済通知書を提出させること。

乙種国債登録簿に登録した記名式国債証券

については、担保権の登録をさせ、登録済通知書及びその記名式国債証券を供託させ、供託書正本を提出させること。

3 振替社債

振替社債の担保権の設定については、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第74条に基づき、同法第70条第1項による振替申請により行い、振替機関等から振替口座簿の質権欄に当該質入れに係る金額の増加の記載又は記録を受けるとともに、社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成14年政令第362号)第14条に規定する振替社債の内容を記載した書面の交付を受けること。

- 4 法第16条第1項第3号から第5号の財産
抵当権(根抵当権)設定登記承諾書(別記第4号様式、第7号様式)及び印鑑登録証明書、その他、抵当権設定に必要な書類、たとえば、登記原因証明情報、登録事項等証明書(道路運送車両法第22条第1項の規定により登録事項その他自動車ファイルに登録されている事項を証明した書面をいう。以下本章において同じ。)又は担保提供者が法人で、担保不動産等の所轄法務局(支局、出張所を含む。以下同じ。)にその法人の商業登記簿がない場合は、その法人の代表者であることを証する登記事項証明書又は資格証明書を提出させること。

なお、これらのものについては、作成後3カ月を経過しないものであること。

5 保証人

保証書(規則第27号様式)に印鑑登録証明書を添付して提出させること。

保証人が2名以上の場合、連帯保証をさせること。

6 その他

納税者の財産以外の財産について、担保の提供があった場合は、その財産の所有者に対し、財産提供の意思を文書により確認すること。

第3 担保権設定手続

担保提供財産が、土地、建物、船舶、建設機械及び工場財団等登記を要するものについては、次により抵当権(根抵当権)設定登記の手

続をすること。

- 1 登記嘱託書(抵当権設定登記用(別記第3号様式)又は根抵当権設定登記用(別記第6号様式))を作成の上、抵当権(根抵当権)設定登記承諾書、印鑑登録証明書、登記原因証明情報、嘱託書の写し等を添えて担保不動産等の所轄法務局へ送付すること。

なお、登記嘱託書及び抵当権(根抵当権)設定登記承諾書は、担保物権の種類ごとに作成するものとし、各項目別の作成、記載要領は次によること。

2 登記嘱託書

- (1) 「原因」の欄には、「年度分 税及び延滞金に係る年月日設定契約」と記載し、設定契約の日は徴収猶予又は換価の猶予に係る許可の年月日とすること。
- (2) 「債権額(極度額)」の金額は、猶予しようとする本税の額及び延滞金の合計額とし、内訳の延滞金額は、徴収猶予又は換価の猶予をした日までの金額とし、「地方税法第 条の規定による延滞金相当額」と付記すること。
- (3) 「債務者」の欄には、納税義務者の住所及び氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称)を記載すること。
- (4) 「設定者」の欄には、抵当権(根抵当権)を設定した物件の所有者の住所及び氏名を記載し、この表示は登記簿上の表示と一致していることを要すること。
- (5) 「不動産の表示」は、担保物件の所在地、名称等をそれぞれの物件ごとに記載し、既に先順位の担保権の設定登記がされているときは、それぞれの担保物件の表示の末尾に抵当権(根抵当権)設定登記を嘱託する抵当権(根抵当権)の順位番号を記載すること。

なお、工場抵当法(明治38年法律第54号)第2条の規定によるものであるときは、「工場抵当法第2条による土地(建物)」と付記すること。

- (6) 立木、船舶、建設機械、工場財団等の場合は、「不動産の表示」とある字句を「立木の表示」「船舶の表示」「建設機械の表

示」等と改めること。

3 抵当権(根抵当権)設定登記承諾書

- (1) 担保物件が納税者以外の第三者の所有である場合は、その担保物件の所有者が記載すること。
- (2) 「原因」の欄には、「次項の納税者の年度分 税及び延滞金の額に対する徴収猶予(又は換価の猶予)に係る担保として年月日抵当権(根抵当権)設定契約」と記載し、設定契約の日は、前記2(1)の年月日とすること。
- (3) 「登記義務者」の欄には、抵当権を設定した担保物件の所有者の住所及び氏名を記載し、押印するが、その者が未成年者等無能力者である場合は、その住所及び氏名のほか、その法定代理人(その代理行為が民法第826条等の規定に該当するときは、特別代理人)の住所及び氏名を「未成年者につき親権者母」等の肩書きを付して記載し、その法定代理人が押印すること。

なお、法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名を記載し、その代表者が認印すること。

また、前段の法定代理人又は特別代理人がある場合は、その資格を証する書面を添付すること。

4 登記嘱託書に添付する書類についての留意事項

- (1) 同一登記所の管轄に属する場合はもちろん、所轄法務局を異にする不動産等の場合であっても、2個以上の不動産等について抵当権(根抵当権)設定の登記を嘱託するときは、それぞれの登記嘱託書に共同担保目録を添付すること。(電子情報処理組織によらない登記所に限る。不動産登記規則附則第9条)
- (2) 財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権

工場に属する土地の上に設定した抵当権は、建物を除き、その土地に附加してこれと一体になった物及び土地に備え付けた機械、器具等工場の用に供する物に効力が及

ぶので、その物件の目録を添付すること。

建物について抵当権を設定した場合は、建物に附加してこれと一体となった物等に効力が及ぶので、その物件の目録を添付すること。

- (3) 登記義務者が法人であり、担保不動産等の所轄法務局にその法人の商業登記簿がない場合は、その法人の代表者であることを証する登記事項証明書又は資格証明書を添付すること。
- (4) 印鑑登録証明書については、市町村長の証明を得たものとするが、法人にあっては商業登記を行った法務局の証明を得た代表者の印鑑登録証明書とし、前記3、(3)により押印した印鑑と一致すること。

5 保険に付してある財産

保険金額は、担保される徴収金の額を下回ってはならないこと。

なお、先順位の被担保債権があるときは、その被担保債権の額と徴収金の額を加えた額を下回ってはならないこと。

この保険金請求権の上に次により質権を設定すること。

(1) 火災保険の場合

ア 担保提供者から火災保険契約証書を提出させ、担保提供者及び局長の連署押印（記名押印を含む。）した質権設定承認請求書（様式随意）にこの証書を添付し、保険会社に対し質権設定承認の裏書を受けること。

イ 火災保険証書を提出できない事情がある場合は、質権設定承認請求書により、保険会社に対し、質権設定の承認を求めてよいこと。

この場合の質権設定の承認は、別紙でなされるものであること。

ウ 裏書を受けた火災保険証書又は質権設定承認書は、担保提供関係書類とともに保管すること。

(2) その他の損害保険の場合（自動車保険、船舶保険、森林保険）

(1)に準じて取扱うこと。

6 保証人の場合

保証人の資力調査書（別記第2号様式）を

作成すること。

7 自動車の抵当権設定登録等の手続

(1) 抵当権設定の登録嘱託手続

ア 抵当権設定の登録をする場合は、登録嘱託書に所要事項を記入し、担保提供書謄本（規則第26号様式）を添えて運輸支局に登録の嘱託手続を行うこと。

イ 運輸支局は、抵当権設定の登録をした後、担保提供書謄本の余白に①受付年月日、②受付番号、③登録済みの旨及び④順位番号を表示して返戻することとなっているから、返送を受けた担保提供書謄本を関係書類とともに整理保管すること。

(2) 根抵当権設定の登録嘱託手続

この手続は、前記(1)に準じ処理すること。

(3) 抵当権（根抵当権）担保物件追加設定の登録手続

抵当権（根抵当権）設定の登録をした後、同一の県税徴収金を担保するため、他の自動車について抵当権（根抵当権）設定の登録を嘱託する場合の手続は、前期(1)又は(2)に準じ処理すること。

(4) 抵当自動車について自動車抵当法（昭和26年法律第187号）第16条後段の通知を受けた場合の措置

運輸支局から抵当権設定の登録をした自動車（以下「抵当自動車」という。）について「自動車の登録の抹消登録申請を受理した旨」の通知を受けた場合は、次により処理すること。

(注) 抵当自動車について、その所有者が運行の用に供することをやめたことにより、自動車の登録の抹消登録を申請し（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第16条）、運輸支局がその申請を受理したときは、その旨抵当権者に通知されることになっている。（自動車抵当法第16条後段）。なお、その通知を受けた日から3カ月以内に抵当権の実行手続をしなければ自動車の登録

が抹消されることに留意すること（自動車抵当法第 17 条）

ア 新たに担保の提供があった等のため、徴収の猶予又は換価の猶予の取消しを要しないときは、抵当自動車の抵当権の実行手続（担保物の処分）をしないことが適当であること。

イ 新たな担保の提供がない等のため、徴収の猶予又は換価の猶予の取消しを要するときは、その手続をした後、速やかに抵当自動車の抵当権の実行（担保物の処分）をすることが適当であること。

ウ 抵当自動車の抵当権の実行（担保物の処分）をする場合における差押えの登録嘱託及び公売処分による登録については、滞納処分による場合の差押え及び公売処分による登録嘱託書の様式に準じて行うものとする。

（注）この場合においては、「登録の原因及びその日付」欄には「年月日公売処分による売却決定」と記載する。
また「登録義務者」欄には抵当自動車が第三者に譲渡された場合には、差押えをしようとするときにおける所有者の住所、氏名及び処分をした局長名を記載すること。

(5) 抵当自動車の登録番号の変更

抵当自動車について、運輸支局から自動車登録番号の変更があったときは（自動車登録令（昭和 26 年政令第 256 号）第 44 条）、担保提供書に記載してある自動車登録番号を訂正し、その後抵当自動車の抵当権の実行（担保物の処分）による差押え登録の嘱託又は担保解除による抵当権設定登録の抹消登録嘱託等をするときは変更後の自動車登録番号を記載すること。

(6) 抵当権設定登録の抹消登録嘱託手続

登録嘱託書に所要事項を記入し、担保の解除通知書謄本（様式通達第 22 号様式）を添えて運輸支局に登録の嘱託を行うこと。

根抵当権の場合も同様であること。

(7) 上に掲げた事項のほか、登録手続に関する一般的事務処理については、第 5 節第 4 自動車及び建設機械の差押えに準じて処理すること。

第 4 担保の処分

法第 16 条の 5 第 1 項の規定により担保財産を処分する場合は、次によること。

1 担保財産を滞納処分の例により差押えし、換価すること。

この場合、督促処分の必要はないこと。

2 供託した有価証券の処分

供託規則（昭和 34 年法務省令第 2 号）の定めるところにより証券の払渡しを受け、これを差押えした後、換価手続又は取立手続を行うこと。

3 第三者の財産に担保権を設定したとき、納税者等の財産に担保権を設定した後納税者がその財産を第三者に譲渡するとき等においては、差押え時その担保財産を所有している者を登記義務者として、差押えの登記を嘱託すること。

4 納税者等の担保財産と第三者の担保財産とがある場合は、納税者等の担保財産の処分を行った後、第三者の担保財産の処分を行うこと。

5 担保財産の処分価額が徴収金の額に満たない場合において、担保財産以外の財産について滞納処分を執行するときは、督促状又は納付（納入）の催告書の発付を要するものであること。

6 保証人からの徴取

(1) 保証人に対し、納付（納入）通知書（様式通達第 3 号様式）を発付し、納付（納入）期限後 20 日以内に、納付（納入）催告書を発付すること。

(2) 催告書発付の日から起算して 10 日を経過した日後差押えすること。

(3) 保証人の財産の差押えは、滞納者の財産について現実に滞納処分を執行した上で、徴収金の額に不足するかどうかを判定する

ことは要件でなく、滞納者が滞納処分ができる財産の価額が徴収金に不足すると認められる場合に、差押えを執行してよいこと。

- (4) 保証人の財産の換価は、滞納者の財産を換価した後で行うこと。

第5 担保の解除

担保の解除通知書(様式通達第22号様式)を作成し、担保提供書とともに担保の種類に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提供者に送付すること。

- 1 担保提供について供託したものは、供託原因消滅証明書(供託規則第24条)と供託書正本
- 2 登録国債は、担保登録済通知書
- 3 登録社債は、登録済証と担保登録済証
- 4 法第16条第1項第3号から第5号までの財産は、登記嘱託書(抵当権抹消登記用(別記第5号様式)又は根抵当権抹消登記用(別記第8号様式))を作成し、抵当権抹消登記原因証明書及び嘱託書の写しを添えて抹消登記を嘱託すること。

抹消登記後、登記識別情報の通知書を送付すること。

- 5 火災保険、その他の損害保険の保険金請求権に質権を設定したものについては、担保提供者及び局長の連署押印(記名押印を含む。)した質権消滅承認請求書(様式随意)に保険契約証書を添付し裏書の抹消を請求すること。

保険契約証書に裏書を受けなかった場合は、質権消滅承認請求書に、保険会社から送付を受けた質権設定承認書を添付して質権消滅の承認を請求すること。

質権消滅の承認を受けた保険契約証書又は質権消滅承認書は保険会社から直接保険契約者に送付されること。

- 6 保証人

保証書

保証人の資力調査書は保存しておくこと。

第3節 差 押 え

第1 差押えの意義

金銭債権について履行遅滞があった場合に、強制換価手続の着手として執行機関が行う強制行為をいい、債務者に帰属する財産を特定して、強制的にその処分権を制限する処分であること。

第2 差押えの効力

- 1 処分禁止の効力

- (1) 差押えは、滞納者の特定財産の法律上又は事実上の処分を禁止する効力を有すること。
- (2) 処分禁止の効力は、相対的効力にとどまり、差押財産の処分は、滞納者と滞納者から差押財産についての権利を取得した者及びその権利の転得者の間では私法上有効に成立するが、これらの権利の取得者は、差押執行機関に対し自己の権利の取得をもって対抗することができないこと。

また、公売によって財産を取得した者に対しても対抗できないこと。

ただし、差押財産が動産又は有価証券である場合で、譲渡により第三者が即時取得(取得について平穩かつ公然、善意かつ無過失である場合)したときは、差押執行機関はその財産の引渡しを請求することができないこと。

- (3) 保存改良等の処分との関係

ア 処分の禁止は、滞納処分の実効性を担保するために認められているのであるから、差押債権者にとって有利となる処分をも禁止するものではなく、差押財産の賃貸借契約の解除及び保存改良等の処分は、局長の承認を得てその財産の同一性をそこなわない限り行わせてよいこと。

イ 徴収法第93条の規定により、差押財産の修理等を行う場合は、差押物件修理等

の同意書（別記第 7 6 号様式）により同意を求めること。

(4) 使用収益との関係

滞納処分の実効性をそこなわない限り次により許可すること。

ア 動産

原則として使用収益を認めないこと。

ただし、徴収上支障がないと認められる場合に限り許可して差し支えないこと。

使用又は収益について、口頭により申請があった場合は、口頭によりこれを許可し、差押調書に使用又は収益を許可する旨記載すること。なお、文書による使用又は収益の申請があった場合は、文書により許可すること。

イ 不動産

財産の価額を著しく減耗する行為がなされると認められる場合に限り許可しないこと。

許可しない場合は、差押（調）書に許可しない旨及びその理由を明記すること。

ウ 船舶、航空機、自動車及び建設機械

営業上の理由その他相当の理由があるときに限り、滞納者並びに交付要求をした者及び抵当権者、その他の権利を有する者全員の連署による差押自動車の運行許可申立書（別記第 43 号様式）の提出を求めて許可すること。

(5) 処分禁止の効力の制限

差押えは、その目的物に対する第三者の正当な権利行使を妨げるものでないこと。したがって、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）に基づく土地収用、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 19 条による没収等の処分を妨げるものでなく、これらの処分があったときは、差押えの効力は失われるので、滞納者の他の財産を差し押さえること。

2 時効の完成猶予及び更新

(1) 時効の完成猶予

法第 18 条第 3 項において準用する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 148 条第 1 項

第 1 号の規定によって時効の完成が猶予される。

時効の完成猶予としての効力発生時は、原則として差押えが効力を生ずる時であるが、第三者の占有する動産及び有価証券並びに債権の差押えは、民法第 154 条の適用があるので滞納者に対し差押調書の謄本が交付されたときに消滅時効の完成猶予の効力が生ずるから、差押えの効力発生の時とは合致しない場合もあること。

(2) 時効の更新

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める時から新たに時効が進行する。

ア 差押財産を換価した場合（債権取立ての場合を含む。） その換価に基づく配当が終了した時

イ 差押財産が滅失した場合（法第 53 条第 1 項の規定の適用がある場合を除く。）

その滅失した時

ウ 差押えを解除した場合 その解除をした時

法第 16 条の 4 第 4 項の規定により差押えを解除した場合は、その担保の提供を解除した時又は担保の処分により所有権が買受人に移転した時であること。

差押えにかしがあり取り消した場合は、その差押えは消滅時効の完成猶予の効力は有しないこと。

3 従物に対する差押えの効力

主物を差し押さえた場合は、その差押えの効力は従物に及ぶこと。

例えば、家屋を差し押さえた場合には、その効力は、畳、建具に及ぶこと。

したがって、家屋を差し押さえた場合は、動産としての畳、建具を占有する必要はないこと。

4 果実に対する差押えの効力

(1) 天然果実に対する差押えの効力

差し押さえた財産から生ずる天然果実に対しては新たな差押手続をするまでもなく、その果実を換価できること。

したがって、差押えにあたっては、差押（調）書に果実収取の有無を記載するとと

もに、その果実は差押財産である旨を公示書により明らかにしておくこと。

(2) 法定果実に対する差押えの効力

原則として、差押財産から生ずる法定果実には及ばないから元物の差押えとは別に債権差押の方法により法定果実の差押えを行うこと。ただし、元本債権に対する利息については、差押え後に発生する部分についてその効力が及ぶこと。

5 保険に付されている財産に対する差押えの効力

各種損害保険又は中小企業等協同組合法

(昭和24年法律第181号)農業協同組合法(昭和22年法律第132号)若しくは水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)の規定による共済の目的になっている財産に対する差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶが、保険者又は共済事業者に対抗しうするためには、保険等に付されている財産の差押通知書(別記第21号様式。以下5において「差押通知書」という。)により通知しなければならないこと(徴収法第53条第1項)。

差押後、その財産が保険に付された場合も、差押通知書の送達を要すること。

なお、保険に付されている財産の差押手続は次によること。

- (1) 保険種目、保険金額、保険期間、保険証券番号(以下「保険契約の内容」という。)を調査すること。
- (2) 差押通知書の「保険契約等の内容」欄は、できるだけ詳細に記載すること。
この場合、「差押財産」に保険契約の内容を記載しないこと。
- (3) 差押通知書の送達先は、保険証券の作成店とすること。

証券の作成店が明らかでない場合は、その本店又は支店に送達すること。

ただし、差押通知書のあて名は、送達先のいかににかかわらず本店の名称とすること。

- (4) 保険者から保険関係がなくなった旨の通

知を受けた場合は、次によること。

ア 滞納者が、その差押財産について差押通知書を送達した保険者と保険関係がなくなり、他の保険者と保険契約があったとき又は保険契約をしたときは、その保険者に対して差押通知書を送達すること。

イ 滞納者が差押通知書を送達した保険者と保険契約をしているが、当初の保険契約に基づく保険期間が終了した日と、新たに契約した保険期間の開始の日との間に保険関係がない期間があるときは、改めて差押通知書を送達しなければならないこと。

- (5) 保険者から保険関係がなくなった旨の通知がない場合においても、保険契約の保険期間が終了した場合は、保険者に対し、保険契約の有無を調査すること。
- (6) 保険の目的となっている差押財産について差押えを解除した場合は、保険者に対し、差押解除通知書(別記第48号様式)を送達すること。
- (7) 保険者から保険金の支払いを受けた場合は、第三債務者から差押債権の支払を受けた場合と同様に処理すること。

なお、保険者は滞納者に支払うべき保険金の金額を徴税吏員である所長に支払わなければならないのであるが、その一部について支払があり、残額を取り立てる必要がないと認めるときは、その残額については取り立てないこと。

- (8) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第16条第1項及び第17条第1項の規定による自動車損害賠償責任保険の保険金請求権は、差押えが禁止されているので留意すること。

6 継続的な収入に対する差押えの効力

継続的収入の債権を差押えた場合は、特に限定した場合(例えば、「何月分の給料又は家賃」というように制限した場合等)を除き、差押えに係る県税徴収金を限度として、差押え後に支払われるべきすべての金額に効力が及ぶこと。

7 仮差押え又は仮処分がされた財産に対する差押えの効力

(1) 仮差押財産に対する効力

滞納処分は仮差押えにより執行を妨げられることはないこと(徴収法第140条)。

仮差押えの効力は、滞納処分による換価により消滅すること。

仮差押財産にされた、仮差押えの封印その他の表示は破棄しないこと。

執行裁判所、執行官又は強制管理人に対し「担保権設定等財産差押通知書」を送達すること。

(2) 仮処分財産に対する効力

仮処分が執行された財産についても、滞納処分による差押えをすることはできるが、この場合における仮処分の効力は、滞納処分による差押えによって消滅しないこと。

なお、仮処分が執行された財産を差し押さえた場合における換価については、次によること。

ア 不動産の所有権についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の場合

所有権についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分がされた不動産を差し押さえた場合において、仮処分債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときは、滞納処分による差押えは仮処分債権者に対抗することができないことから、差押えに基づく換価は、本案の帰趨が定まるまでの間には行わないこと。

イ 不動産の所有権以外の権利の移転又は消滅についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の場合

所有権以外の権利の移転又は消滅についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分がされた不動産を差し押えた場合には、仮処分債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときにおいても滞納処分による差押えは効力を失わないこと。

ただし、差押えに基づく換価は、当該不動産を仮処分の負担付きで換価できる場合等を除き、本案の帰趨が定まるまでの間には行わないこと。

ウ 不動産の所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の場合

所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分がされた不動産を差し押さえた場合には、仮処分債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときにおいても、滞納処分による差し押えは効力を失わないこと。

この場合において、当該仮処分が担保権の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分であるときは換価を行うことができるが、当該仮処分が不動産の使用又は収益をする権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保存するための処分禁

止の仮処分であるときは、本案の帰趨が定まるまでの間は換価を行わないこと。

エ 不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の場合

不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件とするものについて、登記（仮登記を除く。）又は登録（仮登録を除く。）を請求する権利を保存するための処分禁止の仮処分がされている場合の仮処分と滞納処分との関係については前期アからウに準じて取り扱うこと。

オ その他の財産に対する処分禁止の仮処分の場合

不動産及び不動産以外の権利でその処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするもの以外の財産についての処分禁止の仮処分がされている場合の仮処分と滞納処分との関係については前期エに準じて取り扱うこと。

カ 物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するための占有移転禁止の仮処分の場合

物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するため、債務者に対し、その物の占有の移転を禁止し、及びその占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずるとともに、執行官にその物を保管させ、かつ、債務者がその物の占有の移転を禁止されている旨及び執行官がその物を占有している旨を公示させることを目的とする仮処分がされた物を差し押さえた場合の仮処分と滞納処分との関係については次によること。

(ア) 仮処分債権者が、本案の債務名義に基づいて、その物の引渡し又は明渡し of 強制執行をしたときにおいても、滞納処分による差押えは効力を失わないこと。

(イ) 仮処分債権者は、本案の債務名義に基づいて、仮処分の執行がされたことを知ってその物を占有したものに対し、その物の引渡し又は明渡し of 強制

執行ができることから、差押えに基づく換価は本案の帰趨が定まるまでの間
は行わないこと。

キ 建物収去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分の場合

建物収去土地明渡請求権を保全するための処分禁止の仮処分がされた建物を差し押さえた場合の仮処分と滞納処分との関係については次によること。

(ア) 仮処分債権者は、差押登記の抹消を請求することはできないが、本案の債務名義に基づいて、建物の収去及びその敷地の明渡しの強制執行を行うことができること。

(イ) 仮処分債権者は、本案の債務名義に基づき、処分禁止の登記がされた建物を譲り受けた者に対し、建物の収去及びその建物の明渡しの強制執行を行うことができることから、差押えに基づく換価は本案の帰趨が定まるまでの間
は行わないこと。

ク その他の仮処分の場合

係争物に関する仮処分のうち前期アからキ以外の仮処分がされた財産を差し押さえた場合の仮処分と滞納処分との関係については次によること。

(ア) 仮処分債権者が、本案の債務名義に基づいて、強制執行をした場合においても、滞納処分による差押えは効力を失わないこと。

(イ) 当該仮処分の効力は、滞納処分による換価によって消滅しないことから、差押えに基づく換価は、本案の帰趨が定まるまでの間
は行わないこと。

ケ 差押え後に仮処分が執行された場合

滞納処分による差押え後に係争物に対する仮処分が執行された場合、処分禁止の仮処分等差押えに対抗することができない仮処分の効力は、滞納処分による換価によって消滅すること。

ただし、仮処分債権者が、本案において係争物に係る実体上の所有権を主張しているときは、本案の帰趨が定まるまで

の間は換価を行わないこと。

コ 仮処分解放金が供託された場合

仮処分の執行の停止のため又は既にした仮処分の執行の取消しのため、仮処分命令の決定書の記載に従い仮処分債務者が供託した金銭等（以下、「仮処分解放金」という。）については次によること。

(ア) 仮処分解放金の差押え

(a) 一般の仮処分に基づく仮処分解放金（以下「一般型仮処分解放金」という。）が供託された場合には、仮処分債権者が滞納者であるときは供託金還付請求権を、仮処分債務者が滞納者であるときは供託金取戻請求権を、それぞれ差し押さえること。

(b) 詐害行為取消権を保全するための仮処分に基づく仮処分解放金（以下「特殊型仮処分解放金」という。）が供託された場合には、民法第 424 条第 1 項の債務者（以下「詐害行為の債務者」という。）が滞納者であるときは供託金還付請求権を、仮処分債務者が滞納者であるときは供託金取戻請求権を、それぞれ差し押さえること。

(イ) 仮処分解放金の取立て

(a) 一般型処分解放金に係る供託金還付請求権を差し押さえた場合において、仮処分債権者の本案訴訟の勝訴が確定したとき又は勝訴判決と同一内容の和解又は調停が成立したときは、供託所に対して供託金の払渡しを請求することができること。

この場合において、供託金払渡請求書に、確定判決の正本及びその確定証明書又は和解調書、調停調書のほか、仮処分の被保全権利と本案の訴訟物の同一性を証する書面（仮処分申立書、仮処分命令決定書等をいう。以下(b)から(e)までにおいて同じ。）を添付すること。

(b) 一般型仮処分解放金に係る供託金

取戻請求権を差し押えた場合において、仮処分の本案判決の確定前に仮処分の申立てが取り下げられたとき、仮処分債権者の本案訴訟の敗訴が確定したとき又は仮処分債権者が本案訴訟で勝訴し仮処分の目的物に対し強制執行したときは、供託所に対して供託金の払渡しを請求することができること。

この場合において、供託金払渡請求書に、仮処分の申立てが取り下げられたことを証する書面又は本案判決の正本及びその確定証明書のほか、仮処分の被保全権利と本案の訴訟物の同一性を証する書面を添付すること。

- (c) 特殊型仮処分解放金に係る供託金還付請求権を差し押さえた場合において、仮処分の執行が民事保全法（平成元年法律第91号）第57条第1項の規定により取り消され、かつ、本案訴訟の判決が確定した後に仮処分債権者が詐害行為の債務者の有する供託金還付請求権に対し強制執行をしたときは、執行裁判所から支払証明書の交付を受け、供託所に対して供託金の払渡しを請求することができること。

この場合において、供託物払渡請求書に当該支払証明書を添付すること。

- (d) 特殊型仮処分解放金に係る供託金還付請求権を差し押さえた場合において、仮処分債権者が供託金還付請求書に、本案判決の正本及びその確定証明書のほか、仮処分の被保全権利と本案の訴訟物との同一性を証する書面及び仮処分債権者の強制執

行の申立てが取り下げられたことを証する書面を添付すること。

- (d) 特殊型仮処分解放金に係る供託金取戻請求権を差し押さえた場合において、本案の勝訴判決の確定前に仮処分の申立てが取り下げられたとき又は仮処分債権者が本件訴訟で敗訴したときは、供託所に対して供託金の払渡しを請求することができること。

この場合において、供託金払渡請求書に仮処分の申立てが取り下げられたことを証する書面又は本案判決の正本及びその確定証明書のほか、仮処分債権者が本案訴訟で敗訴した場合においては仮処分の被保全権利と本案の訴訟物の同一性を証する書面を、それぞれ添付すること。

第3 差押えの要件

1 差押えのできない場合

次に掲げる場合は、新たな差押えをすることができないこと。

- (1) 徴収の猶予がされている場合
 - ア 法第15条の規定による徴収猶予
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第169条の規定による徴収猶予
- (2) 滞納処分の執行を停止している場合
停止に係る県税徴収金につきその停止期間中
- (3) 不服申立てに係る執行停止があった場合
審査法第25条の規定による執行があった場合は、その期間中
- (4) 訴訟に係る執行停止
- (5) 会社更生法第50条第2項又は第3項による滞納処分の中止期間中
- (6) 保全差押えに係る担保の提供があった場合

保全差押決定金額について、担保の提供があった場合は、その担保の提供期間中

- (7) 企業担保権の実行手続開始決定があった場合
企業担保法(昭和33年法律第106号)第20条により差押えがあった場合における実行手続の係属期間中
- (8) 破産手続開始の決定を受けた場合は、その係属期間中

2 差押えの時期

- (1) 差押え着手前の催告
督促状等を発した後、6月以上経過して差押えをする場合は、あらかじめ催告した後差し押さえること。
- (2) 夜間、休日の差押え
夜間及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他一般の休日において個人の住居に立ち入って行う差押えについては、特に必要があると認められる場合のほかは、これらの時間又は日において行わないものとする。

第4 差押えのできる財産

1 滞納者等に帰属している財産

(1) 一般的帰属認定

ア 動産及び有価証券

滞納者が所持していること。

ただし、他人の所有に属することが明らかなもの及び有価証券の所持人が、取立委任裏書又は質入裏書の被裏書人である場合は差押えできないこと。

イ 登録公社債にあっては、登録名義人が滞納者であること。

ウ 登記、登録された不動産、船舶、建設機械、自動車、航空機及び電話加入権、地上権、鉱業権、特許権その他の無体財産権等については、登記登録の名義人が滞納者であること。

エ 未登記の不動産所有権その他の不動産に関する権利及び未登録の著作権については、その占有の事実、家屋補充課税台帳、土地補充課税台帳その他帳簿書類の記載等により滞納者に帰属していると認められること。

オ 合名会社及び合資会社の社員の持分については、定款又は登記事項証明書における社員の名義が滞納者であること。

カ 債権については、借用証書、預金通帳、売掛帳その他取引関係帳簿書類等により滞納者に帰属すると認められること。

(2) 滞納者の名義でない場合の帰属認定

(1)のアからウまでに掲げる財産並びにオ及びカの財産については、所持人又は登記登録名義人が滞納者でない場合であっても、帳簿書類、当事者の陳述等に基づき次の事項が明らかであるときは、滞納者に帰属している財産として差押えできること。この場合においては、登記登録の名義を滞納者に変更させる必要がある。

ア その財産が売買、贈与、交換等により

滞納者に譲渡されたこと。

イ 滞納者がその財産を仮装売買等の無効な法律行為により名義人等に譲渡したこと。

ウ 相続、包括遺贈又は合併に基づく一般承継により、財産の所有権が滞納者に移転していること。

エ 上記を除くほか、権利が滞納者に帰属しているにもかかわらず、登記登録の名義が滞納者以外の者となっていること。

(3) 夫婦又は同居の親族の財産の帰属認定

滞納者の配偶者(届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は同居の親族が主として滞納者の資産又は収入によって生計を維持している場合には、その滞納者の住居にある財産は、その滞納者に帰属するものと認定して差し支えないこと。

ただし、次に掲げる財産はこの限りでない。

ア 配偶者が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名において得た財産

イ 配偶者が登記された夫婦財産契約に基づき所有する財産

ウ ア及びイに掲げる財産以外の財産で配偶者又は親族がもっぱら使用する財産

2 特殊財産の差押え

(1) 共有財産

法律の規定又は当事者の意思表示により共有となっている場合において、それぞれの持分が定まっていないとき(持分が明らかでないときを含む。)は、その持分は等しいものと推定して差し押さえること。

(2) 取り消しうべき法律行為の目的となった財産

滞納者がその財産について、売買、贈与、その他による譲渡又は権利の設定等の行為をした場合において、その譲渡又は権利の設定等の行為が取り消しうべき行為であるときは、法第 20 条の 7 において準用する民法第 423 条の規定により滞納者に代位してその行為を取り消し、その財産を滞納者の

財産として差し押さえるものとし、登記、登録のある財産については、その名義を変更すること。

(3) 条件付き又は期限付きの譲渡の目的となった財産

差押財産が差押え当時、条件付き又は期限付きの売買、譲与等譲渡の目的となっていた場合は、差押え後その条件の成就、期限の到来により権利を取得した者は、その取得に係る対抗要件(仮登記後条件成就による本登記等)を具備しない限り、権利の取得をもって差押えに対抗できないこと。

(4) 売買予約の目的となった財産

差押財産が差押え当時売買予約の目的となっていた場合には、差押え後におけるその売買を完結する意思表示により所有権を取得した者は、その所有権をもって差押えに対抗できないこと。

ただし、その権利を保全する仮登記が差押えからあるときは、この限りでない。

(5) 買戻し特約等の目的となった財産

差し押さえた不動産が差押え当時買戻し特約又は再売買の目的となっていた場合は、差押え後におけるその買戻し権の行使又は再売買の予約完結権の行使により所有権を取得した者は、その所有権をもって差押えに対抗できないこと。

ただし、買戻しの特約の登記又は再売買の予約に係る所有権移転請求権の仮登記が差押え前にあるときはこの限りでないこと。

(6) 譲渡担保財産

法第 14 条の 18 第 1 項の規定により譲渡担保権者から徴収金を徴収する場合は、次によること。

ア 滞納者(譲渡担保権設定者)のすべての財産につき滞納処分を執行してもなお徴収金に不足すると認められる場合に限ること。

したがって、滞納者の財産調査が必要であること。

イ 譲渡担保に係る譲渡前に法定納期限等が到来する徴収金であること。

ウ 譲渡担保権者から徴収金を徴収しよう

とするときは、譲渡担保権者に対し譲渡担保権者に対する納付（納入）告知書（様式通達第 10 号様式）により告知すること。

エ 滞納者に対しては譲渡担保に係る納付（納入）告知済通知書（様式通達第 11 号様式）により通知すること。

オ ウの告知を発した日から起算して 12 日目までに、譲渡担保権者が徴収金を完納しないときは、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産に対し滞納処分を執行すること。（期限の特例に該当）

なお、この第二次納税義務者については、催告書による督促を要しないこと。

カ 保険に付されている譲渡担保財産を差し押さえた場合は、「保険等に付されている財産の差押通知書」（別記第 21 号様式）により通知すること。

したがって、譲渡担保財産に保険事故が発生し、保険給付を受ける場合は、その給付請求権を譲渡担保財産として滞納処分できるものであること。

キ 譲渡担保財産の換価は、滞納者の財産を換価した後でなければならないこと。

ク 譲渡担保財産の範囲

譲渡担保財産の附加物及び、従物、企業用動産等を一括して譲渡担保とした場合は、集合物として同一性のある限り譲渡担保権設定後その集合物に加えられたものも含むこと。

ケ 譲渡担保財産が既に強制換価手続により差し押えられている場合は、交付要求又は差し押えができること。

コ 譲渡担保財産が譲渡担保権者に対する納付（納入）告知後さらに譲渡された場合は、滞納処分できないこと。

ただし、差し押え後の譲渡については滞納処分の続行ができること。

(7) 滞納者の財産としていた譲渡担保財産に対する滞納処分

滞納者の財産につき差し押えを行った後、その財産が譲渡担保財産であった場合であっても、法第 14 条の 18 第 1 項に該当する

ときは、差し押えを解除することなく、譲渡担保権者に対する差し押えとして続行すること。

この手続きは、(6) によるほか次に留意すること。

差し押譲渡担保財産であるときは、法第 14 条の 18 第 6 項及び第 7 項に規定する者に対して「譲渡担保権者に対する差し押続行通知書」（様式通達第 10 号様式の 2）により差し押え続行する旨を通知すること。

また、当該財産について、交付要求又は参加差し押えを受けていたときは、交付要求又は参加差し押え執行機関に対し「譲渡担保権者に対する差し押続行通知書」（別記第 1 号様式）に譲渡担保権者に対する納付（納入）告知書の写しを添付して差し押えを続行する旨を通知すること。

(8) 担保権付財産が譲渡された場合の滞納処分

ア 納税者又は特別徴収義務者が他に徴収金に充てるべき十分な財産がない場合は、法第 14 条の 16 の規定により、法定納期限等後に登記した質権又は抵当権付譲渡担保財産から徴収できること。

十分な財産があるかないかの判断はおおむね次によること。

(ア) 財産を譲渡した時において、質権又は抵当権の設定された日以前の徴収金の法定納期限等と設定の日以後に法定納期限等がある徴収金がある場合は、それらの徴収金の合算額を基礎とし、財産の価額を比して判定すること。

(イ) 譲渡時における滞納処分ができるすべての財産について調査すること。

(ウ) 財産について、法令の規定により徴収金に優先する私債権又は公課若しくは国税がある場合は、それらの優先債権額に相当する金額及びその処分費の見込額を、その財産の処分予定額から控除したものが、滞納者の有する財産の価額であること。

(エ) 徴収法第 76 条第 5 項（給与の差し押禁止の特例）の規定は適用しないこととして判定した価額であること。

(オ) 債権等がある場合には、その債権等を換価するものとして判定した価額であること。

(カ) 継続収入に係る債権がある場合は、判定する時において支払の確定している債権がその債権の価額となること。

ただし、債権の全額について取立てができないと認められるときは、取立可能額をその債権の価額とすること。

イ 質権者又は抵当権者（以下イでは「権利者」という。）から徴収金を徴収しようとする場合

(ア) 権利者に対し「担保権付財産に係る県税徴収通知書」（様式通達第 8 号様式）により通知すること。

(イ) この通知は、質権又は抵当権の代位実行の申立てあるいは執行機関に対する交付要求をするときまでに行うこと。

(ウ) 譲渡された財産について強制執行又は担保権の実行としての競売が開始されている場合においても、重ねて法第 14 条の 16 第 3 項の規定による実行の申立てができること。また、譲受人の徴収金により当該財産について滞納処分による差押えがされている場合にも、権利者に代位して実行の申立てができること。

ウ 代位実行の手続

権利者がする実行手続きと同様であること。

(ア) 目的物の所在地の地方裁判所に競売の申立てをすること。

(イ) 競売申立ては書面で行うこと。

(ウ) 代位実行の権利を有する者としての証明書類として「担保権付財産に係る県税徴収通知書」の謄本と、代位実行の申立ての日現在徴収すべき徴収金があることの証明書を添付すること。

(エ) 競売の申立て書には所要の印紙をちよう付すること。

エ 交付要求による徴収

譲渡に係る財産につき強制換価手続き

が行われた場合は、その執行機関に対して交付要求すること。

交付要求の手続きは次によること。

(ア) 滞納者に対する交付要求の通知は必要要件ではないが、通知する取扱いとすること。

(イ) 質権者等に対する通知は要するものであること。

(ウ) 交付要求は、交付要求書（別記第 58 号様式）により行うこと。

なお、この場合においては、法第 14 条の 16 第 5 項の規定による交付要求である旨の補正を行うとともに、備考欄に質権者又は抵当権者の氏名及び住所又は所在地を明記すること。

(エ) 交付要求をすることができる時期は執行機関が配当すべき金銭を権利者に

交付する時までであること。

(9) 信託の目的となった財産

信託の終了又は解除があったときに、信託財産の帰属権利者の財産として差押えができること。

なお、信託法（平成 18 年法律第 108 号第 57 条の規定に該当する場合には、委託者又はその相続人の滞納に係る県税徴収金を徴収するため、民法第 423 条の規定により委託者又はその相続人に代位して信託を解除することができること。

また、信託法第 58 条の規定に該当する場合には、受益者の滞納に係る県税徴収金を徴収するため、受益者に代位して裁判所に対し信託の解除を請求できること。

(10) 担保のための仮登記のある財産

(3) から (5) までにおける仮登記が担保のための仮登記である場合には、法第 14 条の 17 及び徴収法第 52 条の 2 の規定が適用されること。

(11) 仮差押え、仮処分の目的となった財産

徴収法第 140 条の規定により差押えができること。

差押手続は、一般の差押手続によるほか次によること。

ア 滞納処分による差押財産が、仮差押え仮処分の目的となった財産であった場合は、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和 32 年法律第 94 号。以下「滞調法」という。）による強制執行がされている財産に対する差押手続に準じ、その処分を行った執行裁判所又は執行官若しくは強制管理人に対し、「担保権設定等財産差押通知書」により通知すること。

イ 仮差押財産に対する滞納処分

動産又は有価証券を差し押さえるときは、換価まで仮差押えの封印その他の表示は破棄しないこと。

ウ 仮処分財産に対する滞納処分

仮処分の取消し等（民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 57 条等）の規定によって仮処分の取消し等のための保証が

供託されているときは、滞納者の有する保証の取戻請求権を差し押えること。

(12) 他の地方税、国税その他の公課による滞納処分、強制執行又は競売開始決定を受けた財産

交付要求（参加差押えを含む）を行うことになるが、参加差押えの場合は滞調法の適用があること。

ただし、徴収法第 83 条の規定による、交付要求の制限を受けることに留意すること。

(13) 破産手続開始の決定を受けた者の財産

破産手続開始の決定があった場合には、破産財団に属する財産に対する新たな滞納処分はすることはできない（破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 43 条第 1 項）ので、財団債権部分は破産管財人に、破産債権部分は当該破産事件を取り扱う裁判所（破産裁判所）に対して交付要求を行うこと。

（破産裁判所に対する交付要求書の記載事項については、破産規則（平成 16 年最高裁規則第 14 号）第 36 条によること。）

この交付要求に対し、破産管財人が弁済しなかった場合及びその他の処理は次によること。

ア 破産裁判所に監督権の発動を促し、必要に応じ、破産管財人に対する損害賠償の責任を追及すること。

イ 破産手続開始の決定前に着手した滞納処分は、破産法第 43 条第 2 項により破産手続開始の決定後も続行できること。このため破産手続開始の決定前に差押えをした執行機関に対しては、破産手続開始の決定後においても交付要求はできるものであること。

ウ 破産手続開始の決定前に滞納処分の前提となる搜索処分等に着手していた場合には、それに引き続いてする差押え等の処分は、破産手続開始の決定によって防げられないこと。

エ 破産手続開始の決定後取得した財産は、破産財団に属さないから直接差押えができること。

オ 破産者が免責の決定を得ても、県税徴収金については、責任を免れることができないこと。

(14) 民事再生手続の開始された者の財産

県税徴収金は一般優先債権として、再生手続開始の前後を問わず滞納処分を行うことができること。

ただし、民事再生手続中であるときは、滞納処分の方針を十分に検討すること。

(15) 会社整理手続及び特別清算手続の開始された会社の財産

手続開始の前後を問わず滞納処分ができること。

(16) 会社更生手続開始決定があった法人の財産

更生手続開始前の原因に基づいて生じた徴収金は更生債権となることから、規則第5条の規定により知事に徴収の引継ぎをすること。

なお、次の県税徴収金は共益債権となり、更生債権に先立って随時徴収できるので、地域振興局長が直接管財人あて履行の請求を行うこと。

納税されない場合は、更生手続中であっても原則として滞納処分はできるものであること。

ア 更生手続開始後の原因に基づき発生した徴収金（例えば、更生手続開始以降の事業年度に係る法人県民税、更生手続開始以降に賦課期日の到来する自動車税等）

イ 特別徴収に係る県税で更生手続開始当時まだ納期限（指定納期限）の到来していないもの

(17) 未分離の果実

未分離の果実については、おおむね1月以内に収穫することが確実であるものを除き、差押えを行わないこと。

3 金銭的価値のある財産

差押えの対象となる財産は、金銭的価値を有するものでなければならないこと。

したがって、次のことに留意すること。

(1) 金銭又は物の給付を目的としない債権、不作为を目的とする債権は差押えの対象と

ならないが、これらの債権が債務不履行等により損害賠償請求権となった場合には、その請求権を差押えできること。

(2) 金銭又は物を第三者へ給付することを請求する債権

滞納者にとって金銭的価値を有しないから、差押えできないが、これらの債権が債務不履行等により損害賠償請求権となった場合には、その請求権を差押えできること。

4 譲渡又は取立てができる財産

差押えの対象となる財産は、譲渡又は取立てのできるものでなければならないこと。

したがって、次のことに留意すること。

(1) 有価証券のうち、指図禁止の手形及び小切手については、手形法（昭和7年法律第20号）第11条又は小切手法（昭和8年法律第57号）第14条の規定により、指名債権の譲渡に関する方式（滞納者の譲渡行為と債務者の承諾）に従い、かつ、その効力をもってだけ譲渡することができる。したがって、当該手形等に係る債権は徴収法第62条の規定により差押えできること。

(2) 相続権、扶養請求権、慰謝料請求権、財産分与請求権等は、滞納者の一身に専属する権利であるから、譲渡することはできないこと。

ただし、その権利の行使により、金銭債権等の具体的債権となったときは、その債権を差押えできること。

(3) 民法第281条の規定により地役権は要役地の所有権とともにするのでなければ譲渡することができず、また、留置権、先取特権、質権又は抵当権は、主たる権利とともにするのでなければ譲渡できない。

したがって、これらの権利は、独立したものとして差押えできないこと。ただし、抵当権については、民法第376条の規定により抵当権の譲渡をすることができる場合があるが、この譲渡は、滞納処分による権利の移転を含むものでないこと。

第5 差押財産の選択

1 超過差押えの禁止

徴収法第 48 条第 1 項の規定による超過するかどうかの判定は財産の価額によること。

この場合の財産の価額は、処分予定価額によるものとし、差押えに係る県税徴収金に優先する他の地方団体の徴収金、国税、公課その他の債権がある場合には、その財産の処分予定価額からこれらの優先する債権額に相当する金額を控除した後の価額により判定すること。

上記の処分予定価額については、市町村固定資産税評価額をもってその価額とすることができる。

ただし、他に適当な財産がない場合において、差し押さえようとする財産が不可分物で

あるときは、その財産の差押えができることに留意すること。

なお、債権については徴収法第 63 条の規定があること。

2 無益な差押えの禁止

滞納となっている徴収金の個々又は全体の金額（他の優先する債権額の合計額を含む。）と差押対象財産の個々又は全体の処分予定価額により判定すること。

上記の処分予定価額については、市町村固定資産税評価額をもってその価額とすることができる。

なお、徴収法第 48 条の規定に反する差押えは、当然無効となる処分ではなく、取り消しうべき処分と解されていること。

3 第三者の権利の尊重

- (1) 滞納処分の執行に支障のない限り、第三者の権利の目的となっている財産の差押えは避けること。

第三者の権利の目的となっている財産を差押えた場合は、遅滞なくこれらの権利を有する者に対し、「担保権設定等財産差押通知書」により差押えた旨を通知すること。

なお、第三者の権利の目的となっている財産を差押える場合は、おおむね次に掲げる場合であること。

ア 第三者の権利の目的となっている財産以外に差押えをすることのできる適当な財産がないこと。

イ 第三者の権利の目的となっている財産以外の差押えができる財産が換価の著しく困難な財産であること。

- (2) 財産の差押換え

ア 徴収法第 50 条第 1 項の規定による差押換えの請求は、財産の差押換請求書（別記第 17 号様式）により、差押財産の公売公告の日（随意契約により売却する場合には、その売却する日）までに請求させること。

イ 財産の差押換えの請求を受けた場合、その請求を相当と認めた時は、第 6 節第 1 差押解除手続きにより解除すること。

ウ 差押換えの請求を認めないときは、「差

押換拒否通知書」（別記第 19 号様式）により請求者に通知すること。

エ 差押換拒否通知書を受けた請求者が、徴収法第 50 条第 3 項の規定に基づき、差押換請求財産の換価を申し立てる場合は、拒否通知を受けた日から起算して 7 日を経過した日までに、差押換財産の換価申立書（別記第 20 号様式）により申し立てを行わせること。

オ 換価申立てのあった場合は、この財産について差押えをすることとし、この差押えのため一時的に超過差押えとなっても、徴収法第 48 条第 1 項の規定に反するものでないこと。

4 相続財産等の差押え

被相続人の滞納に係る県税徴収金は相続人が納税義務を承継する。

また、合併後存続する法人又は合併により新たに設立された法人は合併によって消滅した法人の権利義務を承継する。

したがって、相続人及び合併後存続する法人、合併により新たに設立された法人の財産について滞納処分をすることができること。

- (1) 差押え後に相続又は合併のあった場合の滞納処分

滞納者の財産について滞納処分を執行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者である法人が合併によって消滅した場合においては、その滞納者名義のまま、その財産について滞納処分の続行ができること。

- (2) 滞納者について相続の開始があった場合の滞納処分

滞納者の名義の財産に対して滞納処分による差押えをしたときに、既に滞納者について相続が開始されている場合には、その差押えは処分の相手方を欠く差押えであり本来ならば無効な処分となるが、徴税吏員が滞納者の死亡を知らずに滞納者名義の財産を差押えたときは、相続人に対してなされた差押えとみなされること。

(3) 相続人の固有財産の差押え

ア 相続人が1人の場合

(イ) 限定承認があった場合

相続によって得た積極財産の価額の範囲内に限られるものであり、相続人の固有財産の差押えはできないこと。

(イ) 単純承認のあった場合

滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続財産を差押えること。

相続財産の範囲内で徴収できないと

認められる場合は、相続人の固有財産についても滞納処分ができること。

イ 相続人が2人以上の場合

(ア) 限定承認のあった場合

ア・(ア)と同様であること。

単純承認のあった場合

ア・(イ)と同様であること。

ただし、相続によって得た積極財産の価額が、相続人の承継税額を超える場合は、その超える価額を限度として他の相続人の承継税額分について納付責任を有するので、相続財産の換価代金が、その相続人の承継税額を超える場合は、他の相続人の承継税額に充当できるものであること。

相続人の納付責任額を他の相続人の承継税額に充当した場合は、その充当された相続人の承継税額が縮減されたものであること。

(4) 差押換えの請求

ア 徴収法第51条第2項の規定による差押換えの請求は、財産の差押換請求書により相続人の差し押さえられた固有財産の公売広告の日(随意契約により売却をする場合はその売却の日)までに請求させること。

イ 差押換えの承認又は拒否については、前記3の(2)・イ及びウによること。

5 換価の便利性

換価対象財産は、前記1から4までのほか、換価の便利性を考慮して選択しなければならない。

また、保管又は引揚げの便利性を考慮し、滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が僅少である等財産の選択については、総合的に判断すること。

第6 質問検査

1 質問検査の権限

滞納処分の調査にあたって徴税吏員が行役できる権限は、法第26条第1項等の規定による一般的質問検査権ではなく、徴収法第141

条に定める質問検査権であること。

この質問検査を拒否し、又は妨害した場合には罰則が適用されること(法第70条、法第71条の21等)。

2 質問検査のできる場合

滞納処分のため、滞納者の財産の有無、所在、種類、数量、価格、利用状況、第三者の権利の有無等(以下「財産の状況等」という。)を明らかにするため調査する必要があるときをいうこと。

この場合において、質問の内容及び検査のために必要であると認められる範囲内に限られること。

3 質問検査の相手方

(1) 滞納者(滞納者が法人であるときは、その法人を代表する権限を有する者)第二次納税義務者及び保証人に対し質問又は検査ができること。

(2) 正当な権原の有無にかかわらず滞納者の財産を自己の占有に移し、事実上支配している第三者

(3) 滞納者、第二次納税義務者又は保証人の陳述、帳簿書類の調査等により滞納者の財産を占有していると認められる第三者

(4) 滞納者に対し、金銭、物品又は役務等の給付を目的とする債権を有し、又は債務を負う者(滞納者に対して過去に債権又は債務があった者を含む)

(5) 売買、贈与、遺贈、交換、出資等により、滞納者から財産を取得したと認められる者

(6) 滞納者が株主である株式会社、滞納者が出資者である合資会社、合名会社、各種協同組合、信用金庫、人格のない社団等

4 質問検査の方法

(1) 質問

徴税吏員が徴収法第141条の例により質問する場合は、口頭又は書面のいずれによってもよいが、質問の内容が重要な事項であるときは、質問てん末書(別記第14号様式)又は聴取書(別記第15号様式)によりその内容を記録すること。

この質問てん末書又は聴取書には、答弁者の署名を求め、その者が署名をしないと

きは、その旨付記しておくこと。

(2) 検査

ア 書類帳簿の検査

(ア) 貸借対照表

勘定科目ごとに財産目録、固定資産台帳、その他の資料と対照しながら行うこと。

一般的に資産勘定の大部分は差押えの対象となるものであり、また負債勘定であってもその基礎となった取引を追及することによって差押えのできる財産を発見できる場合があること。

(イ) 損益計算書

直接には財産の状態を知ることはできないが、その科目を分析追及することにより財産の所在を発見できる場合があること、例えば、営業費用としての修繕費、減価償却費あるいは諸公課からそれらの対象となる財産を知り、支払利息、割引料から借入金の差入担保財産等を発見できる場合があり、営業外収入として計上された受取利息の追及によって、簿外貸付金銭、投資、架空名義の預金等を発見できる場合があること。

(ロ) その他の帳簿書類

現金出納簿、預金出納簿、売上帳、仕入帳、売掛帳、貸借契約書、その他債権、債務又は財産の状況を明らかにするため必要があると認められる一切の書類について行うことができること。

(ハ) 検査事項の記録

検査をした場合は原則として、検査てん末書（別記第 14 号様式又は第 15 号様式に準ずる。）を作成することとし、検査の内容が重要であり、かつ、将来滞納処分の執行上紛争が生じるおそれのあると認められる場合は、その帳簿書類の写しを作成し、相手方の確認を得、誤りのない旨記載して署名を求めること。

(3) 金融機関に対する質問検査

滞納者の有する預金払戻請求権に基づく債権額を確認し、必要に応じ債権差押えの方法によりその債権を取り立て、県税徴収金に充てることが目的であるが、金融機関は個人の預金等の秘密保持の点から拒否することもあると考えられるが、この場合は条理をつくして説得に努め協力を求めること。

(4) 提出物件の留置き

滞納処分に関する調査において提出された物件を徴収法第 141 条の 2 の規定により留め置く際の事務処理は、第 1 章第 6 節第 3 によること。

5 身分証明書の呈示

相手方の請求がない限り身分証明書の呈示をしないで質問検査を行ってもなんら違法ではないが、呈示を求められる前に進んで徴税吏員証を呈示すること。

6 検査の時間の制限

検査は搜索と異なりその時間の制限はないが、特に必要がある場合を除き、搜索の場合の時間制限に準ずること。

第 7 搜索

1 搜索の権限

徴税吏員が質問検査の権限を行使してもなお差し押さえ得る財産が発見できない場合又は差押財産の搬出、差押財産の見積価額評定等滞納処分のため、滞納者の住(居)所、第三者の物又は住宅その他の場所等について行う強制処分であること。

2 搜索の相手方

次に掲げる者について搜索できること。

- (1) 滞納者が財産の任意提供を拒否した場合
滞納となっている県税徴収金に相当する財産を任意に提供した場合は搜索を行うことはできないが、差押財産の任意提供を拒否したときに搜索できること。

- (2) 徴収法第 142 条第 2 項第 2 号に規定する親族その他の特殊関係者の範囲は、次に掲げるものであること。

ア 親族その他の特殊関係者の範囲

(ア) 配偶者（内縁関係にある者も含む。）

(イ) 直系血族（直系卑属、直系尊属、法定血族も含む。）

(ウ) 兄弟姉妹（養子縁組による兄弟姉妹は含むが、義兄弟姉妹は含まれない。）

(エ) (ア)から(ウ)までの者を除き、滞納者の親族(ア)から(ウ)までを除いた六親等内の血族及び三親等内の姻族で生計を一にし、又は滞納者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる者以外の納税者の使用人その他の個人で、その納税者から受ける特別の金銭その他特別の財産により生計を維持している者

(カ) 滞納者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人

(キ) 滞納者が法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 10 号にいう同族会社であるときは、その同族会社の判定の基礎となった株主又は社員たる個人及びその者と(ア)から(カ)までの一に該当する特殊関係がある個人

(ク) 滞納者を判定の基礎として法人税法第 2 条第 10 号の同族会社に該当する会社

3 捜査の対象となる場所及び物

(1) 滞納者又は第三者の住（居）所その他の場所

前記 2 に掲げる者が、使用し、又は使用していると認められる住（居）所、事務所、営業所、工場、倉庫、納屋等の建物のほか間借り、宿泊の旅館の部屋、建物の敷地、船、車の類で通常人が使用し、又は物が蔵置されている場所

(2) 滞納者又は第三者の物件

前記 2 に掲げる者が、使用し、又は使用していると認められる金庫、たんす、書箱、かばん、戸だな、長持ち、封筒、帳簿書類等

4 捜索の方法

徴税吏員が自ら戸、金庫等を開く場合には、これに伴う必要な処分（施錠の除去等）に当たっては、器物の損壊等は必要最小限度にと

どめること。

5 捜索の時間制限

日没後の捜索

相手方が夜間だけ在宅又は営業していること、財産が夜間だけ蔵置されていること等の事情が明らかである場合等、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるにたる相当の理由があるときは日没後においても 捜索できること。

6 立会人

滞納者又は第三者が財産を任意に提供した場合でも、後日の紛争をさけるため、その者を立会人として取り扱うこと。

(1) 立会人の範囲

ア 前記 2 に掲げる者（立会いについて事理を弁識することができる相当の能力を有すると認められる親族又は相当のわかまえのある使用人等）

イ 成年者 2 人以上（男女を問わず年齢 20 才以上の者）

ウ 地方公共団体の職員（捜索をする場所の所在する地方公共団体の職員。ただし、新潟県職員を除く。）

エ 警察官（捜索をする場所を管轄する警察署の警察官。ただし、滞納処分について警察官の応援を求めた場合は、その警察官の立ち会いを求めないこと。）

(2) 他に立会人を求めることができない場合等真にやむを得ない場合を除き、税務に従事する職員は立会人にしないこと。

7 出入禁止

(1) 出入禁止の方法

ア 徴税吏員は出入禁止をした場合には、掲示、口頭その他の方法で出入を禁止した旨を明らかにすること。

イ 徴税吏員の許可を得ないで、捜索、差押処分又は搬出引揚げを行う場所へ出入りすることは禁止され、その場所にいる者を退去させることができること。

ウ 出入禁止の命令に従わない者に対しては、とびらを閉鎖する等必要な処置をとることができるが、身体の拘束はできないこと。

エ 出入禁止の命令に関し徴税吏員に対し暴行又は強迫を加えた者については、刑法第95条(公務執行妨害等)の規定の適用があること。

8 捜査調書の作成

捜索した場合は、その事跡を明確にしておくため捜査調書(別記第13号様式)を作成し、その謄本を捜索を受けた滞納者又は第三者及び立会人に交付すること。

なお、調書作成にあたって備考欄中の「下記(次葉)の財産を占有・搬出した」の文言が不要の場合には、これを抹消すること。

(1) 捜査調書の作成

ア 財産差押えの目的で捜索したが、財産を差押えなかったため差押調書を作成しなかったとき。

イ 差押財産を搬出するにあたって捜索をしたとき。

この場合備考欄の「下記(次葉)の財産を占有・搬出した。」を「下記(次葉)差押財産の保管命令を解除し搬出した。」と補正すること。

ウ 捜査調書を作成した場合は、立会人の署名を求めること。

エ 立会人が署名を拒んだときは、その理由を調書備考欄に記入すること。

オ 立会人が調書謄本の受領を拒んだときは、差置送達をすること。

この場合、調書の備考欄にその旨記載すること。

カ 捜索を受けた滞納者又は第三者が調書謄本の受領を拒んだ場合は、エ及びオに準じて取扱うこと。

キ 捜索した物及び場所の記載は、これらを特定できるよう具体的に記載すること。

ク 差押調書の謄本、差押書又は参加差押通知書が交付された後に捜索した場合は、調書の滞納金額欄の記載を省略して差し支えないこと。

(2) 捜査調書を作成しない場合

差押調書を作成する場合には、捜査調書の作成及び謄本の交付を要しないこと。

この場合には、差押調書の謄本を捜索を受けた第三者及びその立会人に交付しなけ

ればならないこと。

なお、差押えについて、滞納者又は第三者が財産を任意に提供した場合は差押調書の捜索の事跡を記録する欄の捜索場所に任意提供と記載すること。

第8 滞納処分費

1 滞納処分費として徴収できる費用

財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価、修理改修、差押えた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に要する費用であって、次に掲げるものであること。

(1) 差押財産の収集、整理等に関する費用

差押財産に対する占有、明認の方法により表示するために要した掲示板、立札、なわ、柵囲及び人夫賃等の費用

(2) 交付要求に関する費用

ア 交付要求するために要した執行機関等の書類の閲覧に関する費用

イ 参加差押えするために要した登記簿等の調査に関する費用

(3) 保管に関する費用

ア 保管人に対する報酬

イ 倉敷料等の保管料

ウ ア及びイに掲げるもののほか、その財産の維持管理に要した費用、例えば、動物の飼育費、船舶のけい船料、監守人の日当等

(4) 運搬に関する費用

ア 荷造費用

イ 運搬に要する人夫賃

ウ 運送費用(自動車の借上料、運転手の日当、運賃等)

(5) 換価に関する費用

ア 公売広告(見積価額の広告を含む)の新聞掲載料

イ 鑑定人の鑑定料及び旅費日当等

ウ せり売人の旅費、日当、現地案内人の謝金、測量手数料等

エ 公売場所の使用料及び整理費

オ インターネット公売システム利用料

(6) 修理等の処分に関する費用

徴収法第 93 条の規定による滞納者の同意を得て行う財産の価額を増加する処分に関する費用（差押財産の破損又は減耗部分の修理、取換え、塗装の塗替え等）

- (7) 有価証券を金融機関に取立てを依頼した場合の取立て手数料等の費用
- (8) 差し押さえた債権の取立てに要した振込手数料に係る費用
- (9) 差し押さえた債権の取立てに要した人夫賃等の費用
- (10) 徴収法第 73 条第 5 項の規定による無体財産権等の取立てに要した人夫賃等の費用
- (11) 配当に関する費用
債権現在額確認のための調査に要した費用

2 滞納処分費の算定基準と負担基準

滞納処分費として徴収すべき金額の算定

は、おおむね次に掲げる基準によること。

(1) 人夫の賃金等

保管人の報酬、せり売人の報酬等の人夫賃は、これに要した時間、物件の容積、重量、距離、数量等を基準として、各滞納者ごとの負担額を算定すること。

ただし、これによりがたいときは滞納者の数によって均分して差し支えないこと。

(2) 鑑定人の手数料

ア 手数料、旅費日当等実際に支払うこととなる金額

イ 評価の鑑定が 1 件ごとに行われ、その 1 件ごとの料金が明らかである場合はその実額とし、1 件ごとの手数料の額が明らかでない場合は、鑑定書の枚数、鑑定件数等を基準として算定すること。

ただし、旅費及び日当については滞納者の数によって均分して差し支えないこと。

(3) 倉敷料

ア 差押財産を倉庫業者等に保管せしめるため有償契約するときは、契約した実額

イ 倉敷料と保管人の報酬とを包括して契約したときは、その契約額

ウ 物件の保管期間及び数量による割合又はその財産の価額による割合により算定

するが、これによりがたいときは、物件の個数により均分して差し支えない。

(4) 公売場所及び器具使用料

ア 公売のための施設の借上料及び器具の使用料は、賃借実例により契約した額

イ 公売場所の借上料は、滞納者数で均分すること。

ウ 器具使用料数は、その器具を使用した財産の個数で均分すること。

(5) 運送料

ア 運送業者に運搬を依頼する場合の運賃又は料金は、契約した実額

イ 運送料と荷造費又は人夫賃を包括して契約した場合はその契約額

ウ 2 名以上の滞納者について差押財産の搬出を行った場合は、アの実額を均分して算定すること。

この場合において、差押財産を搬出した滞納者と搬出されなかった滞納者があるときは、距離、容積又は数量を勘案して差押財産を搬出した滞納者に負担させる部分と県が負担する部分とに分けて算定して差し支えないこと。

(6) 保存費

ア 動物を飼育するために要した飼料等の費用はその実額

イ 財産を保存するために施したさび止め等の費用はその実額

(7) 修理費

差押財産の修理等の処分をする場合は、2 人以上の業者から見積書を提出させ、より安価な修理費等で修理するものとし、その実額

(8) 広告、掲載料

ア 新聞紙上又は有料掲示場に公売公告（見積額の公告を含む。）をした場合の費用の実額

イ 掲載に要した部分のうち、共通部分については滞納者数により均分すること。

ウ 特定の物について広告等を行った場合

は、その滞納者に係る費用とすること。

(9) その他滞納処分費となる費用

前記(1)から(8)までに準じて算定すること。

3 滞納処分費として徴収できない費用

- (1) 滞納処分に従事する徴税吏員の給料、旅費、手当等
- (2) 滞納処分に関する書類(差押調書、公売公告等)の用紙代、地域振興局の自動車によって差押財産を搬出した場合の燃料費等
- (3) 通知書その他の書類の送達に要する費用
- (4) 公売公告の取消しに要する費用
- (5) 行政上の措置として行った手続に要する費用
- (6) 滞納処分に臨場した場合において、徴収金の完納、差押財産の皆無等の理由により差押えしなかったときに要した費用

4 滞納処分費として徴収しない費用

- (1) 滞納処分の全部又は一部が取り消された場合において、その取り消された部分の処分に要した費用
- (2) 賦課処分の全部又は一部の取消しに基づき、徴収に関する処分が解散又は取消された場合においては、その解除又は取消された処分に要した費用
- (3) 徴収法第50条第2項又は第51条第3項の規定により差押換えをした場合においては、解除に係る差押処分に要した費用

5 滞納処分費の調定等

- (1) 滞納処分費として徴収すべき金額については、過料等の調定(取消)決議書(基本要綱第2号様式)の余白に算定の基準等を記載し確定させるとともに、同決議書により調定すること。この場合の歳入の所属年度は、本税の属する年度の歳入とすること。
- (2) 法第13条第2項の滞納処分費につき納付の告知を要する場合は、県税徴収金(滞納処分費を除く。)が完納され、滞納処分費だけについて滞納者の財産を差し押さえようとする場合であること。

なお、納付の告知をした滞納処分費については、督促をしないで直ちに差押えをすることができること。

- (3) 法第13条第2項の「納付の告知」は、口頭による場合のほかは、様式通達第38号様式

の納付告知書を滞納者に送達して行うこと。

- (4) 政令第6条の2の2ただし書の規定は、例えば徴税吏員が滞納処分のために臨戸した場合において、県税徴収金(滞納処分費を除く。)が完納され、その滞納処分費だけ残っていることが判明したとき等、その滞納処分費につき直ちに滞納処分をしなければならないときは、口頭により納付の告知をすることができることを定めたものであること。この場合には、政令第6条の2の2各号に掲げる事項のほか、滞納処分費の納付の告知である旨を明確にして告知すること。

6 滞納処分費の端数計算

- (1) 算出した滞納処分費は、法第20条の4の2第4項によって端数計算を行うこと。
- (2) 端数計算後の確定額について一部納付又は充当処分があり、100円未満の端数が生じたものについては、端数計算は行わないこと。

7 第三債務者における債権差押の取立に係る費用の取扱い

第三債務者が取立てに要する費用として振込手数料を支出し、その費用を被債権差押の額から差し引いて給付した場合は、その費用に相当する額を滞納処分費として支出しなくても差し支えない。この場合においては、第三債務者に対し、その費用に相当する額については履行の請求をしないものとする。

なお、当該配当計算書の作成においては、差し引き後の額において配当することとなるため、配当計算書の備考欄に「滞納処分費に係る振込手数料〇〇〇円は別途控除済」等と記載しておくこと。

第4節 保全差押え

第1 保全差押えの要件

- 1 保全差押金額を限度として直ちに差し押えることができる場合は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合であること(法第16条の4第1項)。

- (1) 納付（納入）義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、法第 1 章第 16 節第 1 款の規定による差押え、法第 22 条の 4 第 1 項に規定する記録命令付差押え若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けたこと。
- (2) 差押え、領置等の処分に係る県税徴収金の納付（納入）すべき額の納付（納入）の告知、申告、更正又は決定による確定後においては、その徴収金の全額の徴収を確保することができないと認められること。
- 2 法律に定める事実の発生により確定する徴収金、たとえば、みなす申告による中間納付額、証紙徴収の方法により徴収する徴収金については、保全差押えができないこと。

第 2 保全差押え

- 1 差押えを行う場合は、納付（納入）義務を有すると認められる者に対し、保全差押金額の決定通知書（様式通達第 23 号様式）により通知すること。
- 2 法第 68 条等に規定する差押えの要件を満たすことを要せず直ちに差押えできること。
なお、差押手続きは滞納処分例によるものであること。

第 3 保全担保の提供

- 1 法第 16 条の 3 第 1 項の規定による担保の提供を命令する場合は、保全担保の提供命令書（様式通達第 20 号様式）によること。
この提供命令書「担保提供期限」欄には、命令書発付の日から起算して 7 日を経過した日以後を指定すること（この期限は法第 20 条の 5 第 2 項に該当すること。）。
- 2 法第 16 条の 3 第 4 項の規定による通知は、「保全担保に係る抵当権設定通知書」（様式通達第 21 号様式）によること。
- 3 2 の場合における抵当権設定登記嘱託書には 2 の通知書謄本及び当該通知書謄本が納税者又は特別徴収義務者に到達したことを証する書面（配達証明書又は交付送達書）を添付

すること。

なお、この場合においては、抵当権設定登記承諾書を添付する必要はないこと。

- 4 保全担保の提供手続きは、第 2 節担保の徴取と処分の例に準じ処理すること。

第 4 保全差押金額の交付要求

- 1 法第 16 条の 4 第 9 項の規定による交付要求は、交付要求書（別記第 58 号様式）により保全差押金額に係る交付要求であることを明らかにして行うこと。
- 2 交付要求に係る財産が強制換価手続きにより換価されたときは、その交付要求に係る保全差押金額の納付（納入）すべき徴収金の額が確定するまでは、配当金額が確定しないため、配当すべき金銭は供託され、その配当金の交付を受けることができないこと。

第 5 保全差押えの解除

- 1 差押えを受けた者が、法第 16 条の 4 第 4 項の規定に該当する場合は滞納処分による差押解除手続の例により、その保全差押えを解除すること。
- 2 確定すると見られる徴収金の額の全部又は一部が減少する見込みがあるとき、差押財産の価額の騰貴があったとき、保全差押決定金額の予納があったとき等差押えの継続につき、その差押えの全部又は一部について不必要とする事情が生じた場合は、差押えの全部又は一部を解除すること。

第 6 その他

- 1 法第 14 条の 6（差押先着手による地方税の優先）法第 14 条の 7（交付要求先着手による地方税の優先）の規定が適用されること。
- 2 保全差押えに係る確定した徴収金と私債権との優劣を定める法定納期限等は、その保全差押金額の決定通知書を発した日によって判定すること。
- 3 法第 16 条の 4 第 11 項に規定する損害の賠償は、徴税機関が無過失の場合であっても賠償しなければならないものであること。

第5節 各種財産の差押え

第1 動産又は有価証券の差押え

1 動産の範囲

- (1) 土地に付着した物（定着物でないものに限る。）
- (2) 未完成の建物（完成後はあらためて不動産としての差押えの手続を取る必要がある。）
- (3) 未分離の果実等（土地の定着物である樹木と一体をなすものであって、本来動産ではないが、動産として取引されるもの（おおむね1月以内に収穫することが確実であるもの）は、独立した動産として差押えることができる。）
- (4) 登記のない船舶（端舟その他ろ又はかいだけで運転する舟、主としてろ又はかいだけで運転する舟、総トン数20トン未満の船舶、製造中の船舶等を含む。）
- (5) 登記のない建設機械（所有権保存登記のないもの）
- (6) 登録のない自動車（軽自動車及び2輪の小型自動車、建設機械として未登記の特殊自動車を含む。）
- (7) 登録のない航空機（グライダー及び飛行船、回転翼航空機を含む。）
- (8) 従物である動産（独立の動産として差押えできる。ただし、他に県税徴収金に見合う適当な財産がない場合又は主物の利用関係を著しく害しない場合に限って差押えるものとする。）
- (9) 工場の備付物（工場抵当の目的となっていない備付物に限る。）
- (10) 貨物引換証の発行されている動産（貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券の発行されている場合は、有価証券として差押えること。）
- (11) 現金（任意提供がないときは、動産として差押える。外国通貨も動産として差押えられること。）

2 有価証券の範囲

- (1) 小切手

- (2) 手形（為替手形、約束手形）
- (3) 公債証券（国債証券、地方債証券）
- (4) 社債券（電信電話債権、放送債権等）
- (5) 株券（株主会員制によるゴルフ会員権に係るものを含む。）、出資証券
- (6) 陸上運送による貨物引換証
- (7) 海上運送における船荷証券
- (8) 倉庫営業における倉庫証券
- (9) 抵当証券
- (10) 商品券、劇場入場券等

3 動産又は有価証券の差押手続

- (1) 占有又は封印
 - ア 財産を差し押さえする意思をもって占有して行うこと。
 - イ 差し押さえた財産を滞納者又は第三者に保管させる場合は差押物件封票（別記第28号様式）により封印すること。
 - ウ 封票は、一見して差押財産であると認められる個所にちょう付すること。

ただし、保管の状況、使用又は収益の許可等考慮し、適切な判断に基づき妥当と認められる個所にちょう付して差し支えないこと。
 - エ 差押財産の種類、数量等から判断して封印のみでは適当でないと認められるとき又は封印ができないときは、公示書（別記第29号様式）により明認方法を行うこと。

この場合公示書ではその目的が達しられないときは、立て札、なわ張り、木札等適当と認められる措置を講ずること。

なお、公示書の控えに「公示書掲示の箇所」を付記しておくこと。
- (2) 差押調書の作成
 - ア 動産又は有価証券を国税徴収法第47条第1項第1号の規定により差し押さえた場合は、差押調書（別記第22号様式）を、その他の規定により差し押さえた場合は差押調書（別記第22号様式の4）を作成し、その謄本を滞納者及び立会人に交付すること。
 - イ 滞納者又は立会人が、差押調書謄本の受領を拒んだときは、調書にその旨附記するとともに、差置送達の方法によるこ

と。

4 差押財産の搬出

(1) 差押財産を直ちに搬出する場合

前期 3 の (2) ・ア の調書に差押財産を搬出する旨附記すること。

(2) 保管中の差押財産の搬出

滞納者又は同居の親族等が保管中の差押財産を搬出する場合は、差押財産の保管を解除する旨口頭で通知し、差押財産搬出調書(別記第 23 号様式)を作成しその謄本を交付すること。

なお、差押財産を搬出するにあたって搜索をし、搜索調書を作成したときは、搬出調書の作成は要しないものであること。

(3) 搬出財産の保管

差押物件の搬出を行った場合は、搬出した動産又は有価証券について引揚物件引継書兼保管出納整理簿(別記第 27 号様式)により、出納、保管の状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないこと。

(4) 財産の引渡命令

ア 滞納者の財産を占有している第三者(徴収法第 58 条第 2 項)が、その財産の引渡しを拒んだときは、財産の引渡命令書(別記第 24 号様式)により、財産の引渡しを命令をすること。

イ 第三者に対して財産の引渡命令書を発した場合は、滞納者に対し、「財産の引渡命令をした旨の通知書」(別記第 25 号様式)を交付すること。

(5) 果実の取出手続

天然果実を生ずる元物を差し押さえ、その果実を収取する場合は、差押調書謄本の差押財産欄に、その果実の名称及びその果実もあわせて引き渡すべき旨を附記し、第三者に対抗するための措置(公示書等)を講ずること。

第 2 債権の差押え

1 債権の範囲

金銭又は換価に適する財産の給付を目的と

する債権に限られ、その範囲はおおむね次のとおりであること。

(1) 売掛金

(2) 貸付金、敷金、権利金

(3) 銀行預(貯)金

(4) 将来生ずべき債権であっても、差押え時においてその原因が確立しており、かつ、その発生が確実であると認められるもの、例えば、将来受けるべき給料債権、社員又は株主に有する利益配当請求権等であること。

2 債権の差押手続

(1) 債権を差押えする場合は、その債権の存在を立証する書類帳簿等により(必要に応じて写しを作成する。)又は滞納者の供述等を聴き取り若しくは第三者の証明を求める等の方法により債権の存在を立証できる資料を収集すること。

ア 債権を差し押さえるときは、その差し押さえる債権の額が徴収すべき滞納額を超える場合であっても、その債権の全額を差し押さえること。

イ 国又は地方団体若しくは金融機関が第三債務者である場合の支払請求又は貯金等で、第三債務者の履行が特に確実であると認められ、かつ、県税徴収金に優先する質権等がなく、債権の全額を差押える必要がないと認められる場合は、滞納額に相当する債権の一部を差し押さえること。

ウ 国税徴収法第 47 条第 1 項第 1 号の規定により、債権を差し押さえる場合は、債権差押調書(別記第 30 号様式)を、その他の規定により差し押さえる場合は債権差押調書(別記第 30 号様式の 2)を作成し、その謄本を滞納者に交付すること。

エ 債権を差し押さえたときは、第三債務者に対し債権差押通知書(別記第 31 号様式)により通知すること。

オ 徴収法第 65 条の規定に基づき、債権に関する証書を取り上げる場合は取上調書(別記第 18 号様式)を作成し、その謄本を滞納者及び立会人に交付すること。ただし、取上げに際し差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に取

り上げた証書の名称その他必要な事項を付記して、取上調書の作成に代えることができる。

カ 証書を取り上げる場合、その証書を滞納者の親族その他の特殊関係者以外の第三者が占有し、その引渡しを拒んだ場合の取扱いは、第 1・4 (3) の手順に準じて処理すること。

- (2) 抵当権等により担保される債権の差押え
ア 抵当権(根抵当権を含む。以下イ及びウにおいて同じ。)又は登記することができる質権若しくは先取特権によって担保される債権を差し押さえた場合(債権差押え後に、その債権を被担保債権として担保権が設定された場合を含む。)には、登記嘱託書(抵当権付債権差押登記用)(別記第 33 号様式)により、関係機関に対し嘱託すること。

イ 自動車を目的とする抵当権付債権を差し押さえた場合は、後記第 4 に準じて処理すること。

ウ イが嘱託をしたときは、その質権又は抵当権が設定されている財産の権利者(第三債務者を除く。)に対して、担保権付債権差押通知書(別記第 35 号様式)により差し押さえた旨を通知すること。

3 債権の取立て

- (1) 徴税吏員は、債権差押えによりその債権の取立権を取得するから、差し押さえた債権の取立てに必要な滞納者の有する権利を行使することができること。
- (2) 滞納者の有する権利とは、支払命令の申立て、給付の訴の提起、配当要求等であるが、債務の免除、譲渡、弁済期の変更等はできないこと。
- (3) 第三債務者が債務の履行に応じない場合はイによる権利を行使すること。

第三債務者が任意に履行しない場合においても、第三債務者に対し滞納処分をすることはできないこと。

- (4) イの給付の訴の提起は、議会承認を必要とするので、知事に上申すること。

なお、支払命令申立てを行う場合は基本

要綱第 3 条に基づき、あらかじめ知事に協議すること。

- (5) 第三債務者から取り立てた金銭以外の財産については、その財産の種類に応じてこの節に定めるところにより差し押さえること。
- (6) 第三債務者から取り立てた債権が金銭である場合は、歳入歳出外現金として受領すること。
- (7) 金銭を取り立てた場合は、その日において滞納に係る徴収金が納付(納入)されたこととみなされること。

したがって、納税義務の消滅は金銭を取り立てた日となること。

- (8) 第三債務者が証券により債権の弁済の委託をしようとしたときは、法第 16 条の 2 を準用すること。

ただし、その証券の取り立てるべき期限が差押えに係る債権の弁済期後となるときは、第三債務者から滞納者の承認を得た「差押債権の弁済期限猶予承認書(別記第 32 号様式)」を徴すること。

4 法定果実に対する差押え

- (1) 元本債権の差押えの効力は、差押え後生ずる利息債権にも及ぶが、差押えまでに発生した利息債権は、別に差押えしない限りその効力は及ばないこと。
- (2) 差押えまでに発生した利息債権は、債権差押の方法により差し押さえること。

5 継続的な収入に対する差押え

- (1) 給料の差押え

ア 給料の範囲は次のとおりであること。

(ア) 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金、日直料、宿直料、通勤手当

(イ) 給料等の全部又は一部が金銭以外の物又は権利で支給される場合の給料等の計算は、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 36 条及び関係基本通達に規定するところによること。

イ 給料等の継続収入に係る債権の差押えは、その差押えに係る県税徴収金の額を限度として差押え後に収入すべき金額に

及ぶほか、滞納者の転任、兼任又は増俸による収入にも及ぶこと。

ウ 差押手続き

(ア) 給料等の債権差押えを行う場合は、給料等の差押禁止額の範囲を知るため給料等の支払者から給料に関する証明書を徴すること。

(イ) 債権差押調書の作成等は、第1・3(2)によること。

エ 給料等の差押可能額の算定

(ア) 算式で示すと次のとおりである。

- ・給料等 ----- S
- ・源泉徴収される所得税 ----- A
- ・特別徴収される住民税（普通徴収に係る住民税は認められないこと。）
----- B
- ・給料等から控除される社会保険料相当額 ----- C
- ・徴収法施行令第34条の規定の規定により計算して得た金額 ----- D
- ・ $\{S - (A + B + C + D)\} \times 20 / 100 =$
----- E
- Eが2Dを超えるときは2Dの額
- ・差押可能額 ----- N
- $N = S - (A + B + C + D + E)$

(イ) 給料等の額が不明である場合における差押調書及び債権差押通知書記載例「債務者が滞納者に支払うべき年月以降の毎月の給料等のうち、徴収法第76条第1項の各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権

ただし、上記滞納県税徴収金に充つるまで。」

（算式を示すか又は別紙として添付すること。）

6 退職手当等に対する差押え

(1) 退職手当及び名称のいかんにかかわらず、退職を起因として、勤続年数等に応じて、雇用主等から支給される給与のうち、退職年金のように継続的な性質を有しないもの（数ヶ月に分割支給されるもの等を含む。）

(2) 退職手当等の差押可能額の算定算式を示すと次のとおりである。

- ・退職手当等 ----- S
- ・源泉徴収される所得税 ----- A
- ・特別徴収される住民税 ----- B
- ・退職手当等から控除される社会保険料相当額 ----- C
- ・徴収法施行令第34条の規定により計算して得た金額の3倍の額 ----- D
- ・支給の基礎となった年数が5年を超える場合のみに限り
 $D \times 20 / 100 \times$ （「支給の基礎とな

つ

た年数」－5） ----- E
年数に1年未満の端数が生じた場合は端数を切り上げること。

- ・差押可能額 ----- N
- $N = S - (A + B + C + D + E)$

(3) 差押手続

退職手当等の債権差押えを行う場合は退職手当等の支払者に対し、速やかに次の記載例による債権差押通知書を送達すること。

差押調書及び債権差押通知書記載例

債務者が滞納者に支払うべき（退職年金等の名称）のうち、徴収法第76条第4項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権（算式を示すか又は別紙として添付すること。）

7 滞納処分による差押えがされている債権

滞納処分による差押えがされている債権（金銭の支払を目的とするものに限る。以下

(1)及び(3)において同じ。)に対する滞納処分による差押え（以下(1)から(5)までにおいて「二重差押え」という。）については、次に掲げるところによること。

- (1) 既にされている差押え（以下(2)から(5)までにおいて「先順位の差押え」という。）が債権の全部又は一部についてされているかどうかを問わず、原則として、二重差押えを行うものとする。
- (2) 先順位の差押えがある間は、二重差押えに基づいて換価（取立てを含む。）をする